

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念である「リケンテクノスウェイ」の実践をとおり持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上していくために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していきます。コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題のひとつと位置付けることで、当社グループ全体で実効的なガバナンスの仕組みを整備し、グループ競争力の強化と経営の透明性、公正性の確保に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<対象コード>

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

[補充原則3-1-3]

当社は、現3ヵ年中期経営計画において、「サステナブルな社会への貢献」を主要課題の一つとして掲げ、SDGsをはじめとした様々な取組みを行っております。次期3ヵ年中期経営計画においては、更なる取組みの強化とその開示を行うべく、サステナビリティを巡る取組みの基本方針(リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー)を策定して検討を進めております。

また、次期3ヵ年中期経営計画の開示にあたっては、人的資本や知的財産への投資等についても、経営戦略との整合性を踏まえて具体的な情報開示を行う予定です。

なお、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響については、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示を行うべく検討を進めております。

「リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー」は、当社ホームページにおいて公表しております。

<https://www.rikentechnos.co.jp/csr/>

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

[補充原則4-2-2]

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて基本方針(リケンテクノスグループ サステナビリティ ポリシー)を策定し、その取組みを強化しておりますが、人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略については、次期3ヵ年中期経営計画において策定・公表し、取締役会において実効的に監督を行うべく検討を進めております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢のみならず、知識・経験・能力を考慮し、全体としてバランス良く、かつ多様な人材で構成することが重要であると考えております。

現在、当社の取締役会は、豊富な国際経験や多様な職歴を有するメンバーが選任されておりますが、ジェンダーについては十分な多様性が確保されているとは言えません。今後、よりグローバルに企業価値を向上し、持続的に成長していくため、引き続き経営候補者群への登用も含めて後継者計画(サクセッション・プラン)やスキル・マトリックスの運用と併せて取り組みを進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

[補充原則5-2-1]

当社は、現3ヵ年中期経営計画では事業ポートフォリオに関する基本方針を策定・公表しておりませんが、次期3ヵ年中期経営計画においては事業ポートフォリオに関する基本方針や事業ポートフォリオの見直し状況等の公表を行うべく検討を進めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

<政策保有株式の縮減に関する方針>

政策保有株式については、グローバルに企業価値を向上させるための中長期的視点に立って、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等につき、毎年取締役会において具体的に精査し、保有することが当社グループの中長期的企業価値向上に資すると判断するものについては保有を継続いたしますが、保有することが適切でない判断するものについては、市場動向等を勘案の上、全部又は一部の処分を検討し、保有を縮減する方針であります。

2021年度の検証は11月に実施し、連結子会社の保有銘柄も含め、個別の銘柄ごとに保有目的の適切性のほか、取引実績等も加味した便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証し、保有することが適切でない判断した一部の銘柄につき、処分を検討することといたしました。

<政策保有株式に係る議決権行使の基準>

議決権行使においては、発行会社の経営方針や事業戦略を尊重した上で、経営上の懸念事項の有無や議案の内容が発行会社の適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備に資するか否か、当社および発行会社の中長期的な企業価値の向上と持続的成長に資するか否か等を総合的に勘案し、議決権を行使いたします。なお、議決権の行使にあたっては、議決権行使助言会社の議決権行使基準も参考にいたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と関連当事者との間で取引を行う場合には、会社法および取締役会規程に基づき、取締役会の承認等、その内容や性質に応じた適切な手続を実施しております。また、その実績については、関連法令に基づいて有価証券報告書等に適時開示しております。

なお、毎年、当社および当社グループ会社の取締役等に対し、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視監督を行っております。

#### 【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

##### [補充原則2-4-1]

###### <多様性の確保についての考え方>

当社は性別・国籍・新卒・中途の別によらず、多様な人材の採用・登用を実施している。今後事業のグローバル展開を加速させるとともに、変化の激しい市場環境にスピードをもって対応するためにも、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用・登用し、これらの人材が活躍できる人材育成体系を整え、環境整備を進めていく。特に管理職層を中核人材と捉え、多様性の確保を推進する認識を広く浸透させて、女性・外国人・中途採用者の管理職比率に目標を設ける。

###### (i) 女性の管理職への登用

当社において特に女性活躍が期待される部門(管理部門、営業部門等)の中途採用を強化し、管理職へ登用していく。また、高度な専門性が求められる部門(技術部門等)においては、管理職に専門職制度(プロフェッショナル制度)を導入する。

###### (ii) 外国人の管理職への登用

当社がグローバル展開を拡大しているASEAN地域(重点地域)を中心に、留学生採用、現地採用を強化し、管理職候補として育成していく。また、グローバルに活躍できる管理職の中途採用を強化する。これらを将来的には海外連結子会社の拠点長等経営職として登用していく。

###### (iii) 中途採用者の管理職への登用

今後ますます多様化していく社会環境に対応し、組織を活性化するため、中途採用を今まで以上に強化し、社外から新しい考え方・技術を取り入れていく。

###### <多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標、その状況>

	現状	目標	達成時期	
(i) 女性の管理職への登用	1.8%	7.0%	2025年3月末	
(ii) 外国人の管理職への登用	0.6%	3.0%	2025年3月末	
(iii) 中途採用者の管理職への登用	30.3%	40.0%	2025年3月末	現状の数値は2021年3月末時点

###### <多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

###### (i) 人材育成方針

当社の人事制度における「人材育成の一環として、上司が部下をきちんと教育・指導していくことを重視する」考えのもと、社員一人ひとりの多様性を尊重し、その能力を最大限に発揮できるキャリアパスを経験させることで、中核人材の育成に取り組んでいく。また、OJTを基本としながらもそれぞれの特性に合った基礎能力を高める教育に加え、女性向けキャリア開発研修等の人材育成研修を充実させることにより成長の機会を創出していく。

###### (具体的施策)

- ・女性活躍のためのキャリア開発研修、女性リーダー研修
- ・上司が部下の成長と多様なキャリアパスを指導していくキャリア形成支援
- ・外国人活躍のための受入時研修(語学、マナー、キャリア等)の充実

###### (ii) 社内環境整備方針

多様な個性を持つ社員が活き活きと働くことができる社内環境・雰囲気づくりを推進し、人事制度をはじめ各種社内制度の見直しなど、多様な働き方を実現できる具体的な取り組みを行っていく。

###### (具体的施策)

- ・高度な専門性が求められる社員を対象とした専門職制度(プロフェッショナル制度)を新設
- ・多様性を認め合う意識改革教育(部下の働き方に関する許容など)
- ・ワークライフバランスを重視した制度および取り組み強化(テレワーク制度・各種休暇制度の見直し等)

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金がアセットオーナーとしての機能を発揮できるようにするため、経理・財務部門等の経験者など適切な資質を持った人材の登用・配置をしております。また、資産運用委員会を設置し、基本方針や基本ポートフォリオの策定・改訂など年金資産の運用に関する重要事項につき諮問するほか、運用状況等につき定期的なモニタリングを実施し、経営会議への報告を行っております。

なお、運用受託機関に対しては、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価を実施しております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念として、「リケンテクノス ウェイ」を定め、その概要を当社ホームページにおいて公表しております。

<https://www.rikentechnos.co.jp/company/philosophy/>

また、経営戦略・経営計画として、3ヵ年中期経営計画(2019年4月～2022年3月)を定め、当社ホームページにおいて公表しております。

[https://www.rikentechnos.co.jp/company/management\\_policy/](https://www.rikentechnos.co.jp/company/management_policy/)

##### (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

##### (iii) 取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、各事業年度の業績の向上および中長期的な企業価値向上を動機づけ、また株主とも価値を共有できる報酬制度とし、役位および職責に応じた適切な報酬水準としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、執行給および監督給で構成し、執行給は、固定額の基本報酬(金銭)および業績連動報酬としての賞与(金銭および株式給付)とし、監督給は、固定額の基本報酬(金銭)および固定額の株式給付としております。

執行役員の報酬は、執行給で構成し、固定額の基本報酬(金銭)および業績連動報酬としての賞与(金銭および株式給付)としております。

監査等委員である取締役の報酬は、監督給で構成し、業績連動しない固定額の基本報酬(金銭)および固定額の株式給付としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬を決定するにあたっては、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する報酬委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた限度内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

##### (iv) 取締役候補の指名および執行役員の選解任を行うにあたっての方針と手続

取締役候補の指名および執行役員の選任にあたっては、各人の知識・経験・能力を考慮し、全体としてバランス良く、かつ多様な人材を備える

ように配慮しています。具体的には、性別・年齢・国籍を問わず、人格に優れ、高い倫理観と順法精神を有することを前提に、経営感覚に優れ、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通していること、指導力、統率力、行動力および企画力に優れていることなどを総合的に検討し決定しています。

また、再任の取締役候補者の指名および執行役員の再任にあたっては、上記の選任基準を継続的にみたましていることに加え、在任中の取締役会・経営会議における発言や出席状況等を勘案し、再任後においても率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できることなどを総合的に検討し決定しています。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、上記基準に加え、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者が1名以上選任されるように決定しております。

取締役候補の指名および執行役員の選任にあたっては、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定しております。

また、取締役および執行役員において、業務上の成績が著しく不振であるなど当社の定める解任事由に該当するときは、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定いたします。なお、社長の解任につきましては、取締役会による解任発議が躊躇され迅速な意思決定に支障が生じえることから、一定の事由に該当する場合には、指名委員会が取締役会に対して社長の解任を提言・発議することができることとしております。

#### (v) 取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役の各候補者の指名理由については、株主総会参考書類に記載しております。なお、解任を行う場合についても、株主総会参考書類その他適切な方法で開示いたします。

#### [原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)]

##### [補充原則4 - 1 - 1]

当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行権限の大幅な委譲を推進し、経営会議を業務執行の主要な決議機関と位置付けることにより、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的・戦略的な経営体制の構築を図っています。取締役会については、法令・定款で定められた事項のほか、業務執行のうち特に重要な事項の審議、経営の基本方針やガバナンス等の経営監督事項の審議に重点を置き、経営に対する監視・監督を強化しております。

また、「取締役会規程」「経営会議規程」のほか、「稟議規程」や「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」等の社内規程において、その業務の規模や性質に応じた決裁権限を明確に定め、効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

#### [原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、監査等委員である取締役4名のうち独立社外取締役3名を選任しており、現在の独立社外取締役は、取締役9名のうち3名となっております。今後も経営の透明性・健全性維持のため、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針です。

また、半年に1回以上、社外取締役のみで構成される社外取締役会を開催することにより、社外取締役相互間の情報交換・認識共有を図っております。なお、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定し、社外取締役会の議長に就任しております。

#### [原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外取締役の選任にあたっては、当社の定める「社外取締役の独立性基準」をみだし、かつ、経営に対する積極的な助言、経営全般の監督、利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に反映させる役割を担うことができる者を選任しております。

また、社外取締役を選任する際には、指名委員会において独立性を審議・決定し、必要に応じて独立性判断基準の見直しも行っていく方針です。なお、当社の定める「社外取締役の独立性基準」は、「リケンテクノスグループ コーポレート・ガバナンス ポリシー」の一部として、当社ホームページにおいて公表しております。

<https://www.rikentech.co.jp/company/governance/>

#### [原則4 - 10 任意の仕組みの活用]

##### [補充原則4 - 10 - 1]

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しております。両委員会とも、その独立性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成しております。また、委員長は、委員の互選により、独立社外取締役の中から選定しております。

##### <指名委員会の権限・役割>

- ・取締役会の諮問に基づき、取締役、執行役員および相談役・顧問の選任・解任に関する事項、社外取締役の独立性基準の策定・変更に関する事項、最高経営責任者等の後継者計画(サクセッション・プラン)の策定・運用に関する事項、取締役会のスキル・マトリックスの作成・更新に関する事項等について答申することで、取締役会の人事決定の適切性を確保するとともに、その透明性を高めております。
- ・取締役会の諮問内容に関連して、取締役会への提言内容を審議・決定しております。
- ・一定の事由に該当する場合には、取締役会に対して社長の解任について提言・発議いたします。

##### <報酬委員会の権限・役割>

- ・取締役会の諮問に基づき、株主総会に上程する取締役の報酬等(株式報酬を含む。)に関する議案の内容、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および相談役・顧問の報酬制度(株式報酬制度を含む。))および個人別の報酬等(株式報酬を含む。))の内容に関する事項等について答申することで、取締役会の報酬決定の適切性を確保するとともに、その透明性を高めております。
- ・取締役会の諮問内容に関連して、取締役会への提言内容を審議・決定しております。

#### [原則4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件]

##### [補充原則4 - 11 - 1]

当社の取締役会は、社内取締役については、会社業務に広く精通し、多様な専門知識と経験を有する者で構成しています。社外取締役については、経営に関する高い見識と豊富な経験を有する独立性のある者を選任することにより、経営全般に対する客観的な監督と助言が得られるようにしております。

現在、当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。))5名、監査等委員である取締役4名(うち独立社外取締役3名)の合計9名で構成しておりますが、当社グループのグローバルな事業運営を背景に、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性の確保、審議の活性化等の点も考慮し、今後も適切な規模・構成となるように努めてまいります。

当社は、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、当該報告書の最終頁に記載しております。

##### [補充原則4 - 11 - 2]

事業報告および株主総会参考書類、有価証券報告書において、各取締役の重要な兼職の状況を開示しております。

##### [補充原則4 - 11 - 3]

#### (i) 分析・評価の方法

取締役全員(9名)を対象に2020年度の取締役会の実効性評価に関するアンケート(無記名式)を実施し、その回答内容をもとに、実効性の分

析・評価、今後の課題および取組内容について取締役会で議論を行いました。

[2020年度重点評価項目]

取締役会の構成(社外取締役)・運営状況・議題、知識・知見向上に関する体制、リスクマネジメント体制、株主・投資家との関係  
指名委員会・報酬委員会の構成と役割

(ii)実効性の分析・評価結果の概要

当社の取締役会は、全体として適切に機能しており、その実効性は十分に確保されていると分析・評価いたしました。特に、以下の点において、実効性が確保されていることを確認いたしました。

- ・グループ全体のリスク管理強化、リスクマネジメントの実効性強化の取り組みを行い、全社的リスクマネジメント体制の整備を進めた。
- ・定期的に役員制度および役員報酬制度の見直しを行っており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、指名委員会・報酬委員会を活用した客観性・透明性のある手続が確立されている。

(iii)実効性を更に高めるための課題および今後の取組内容

当社の取締役会は、全体として実効性が十分に確保されていることを確認いたしました。以下の点につき、引き続き議論を重ね、更なる実効性の向上に努めてまいります。

- ・取締役会の多様性について将来的な議論はなされているが、今後は中核人材の登用における多様性の確保について人材戦略や人材育成方針とあわせてさらに議論を進めていく。
- ・連結子会社管理規程の見直しにより、本社と連結子会社の役割・権限は整理されたものの、連結子会社のあり方や親会社の関与の仕方等について引き続き議論を深め、グループの総合力をより高めるための施策を実施していく。
- ・SDGsを含むサステナビリティの取り組みについては、次期中期経営計画の策定とあわせてもう一段踏み込んだ議論を行い、その開示手法も含め検討を進めていく。

[原則4 - 14 取締役のトレーニング]

[補充原則4 - 14 - 2]

取締役がその期待される役割を十分に果たせるように、各人のスキルに応じたタイムリーな研修を実施し、また会社を取り巻く法制度やその改正内容、当社の事業・財務・組織等について理解する十分な機会を提供する方針です。

新任の社内取締役には新任役員研修を実施し、社外取締役には当社事業内容の説明や各事業所の視察等の十分な機会を提供しています。また、全ての取締役を対象に、ガバナンスやコンプライアンス等の重要なテーマにつき、外部講師による講習会を原則毎年実施しております。

なお、監査等委員である取締役については、日本監査役協会に所属し、同協会の主催するセミナーや研修会に参加し、監査等委員として求められる必要な知識の習得・更新を行っております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は、以下のとおりです。

- 株主との対話全般について、経営企画を担当する執行役員が統括し、建設的対話の実現するよう機関投資家向けの決算説明会・個別面談をはじめとした様々な取り組みを行う。
- 株主との対話(説明会・面談等)においては、その目的・内容、株主の希望等に応じて、合理的な範囲で、社長や関係する執行役員を含む経営陣幹部・社外取締役を含む取締役が出席し、株主と直接対話を行うことを基本とする。  
また、筆頭独立社外取締役を設置することにより、株主の希望と面談の主な関心事項に的確に対応できる体制を整備する。
- 対話を補佐する社内関係部門(経営企画、経理、財務、総務・法務等)は、各種開示資料等の作成を共同して行い、また半期毎に決算説明会に向けた情報・知識の共有の機会を設けるなど、相互に連携を取りながら業務を行う。
- 株主名簿上の株主構造の把握のみならず、必要に応じて、株主判明調査による実質株主の特定を行い、それらの情報をIR活動等の必要な施策に活用する。
- 個別面談以外の対話の手段として、半期毎に機関投資家向けの決算説明会を開催し、中期経営計画の進捗状況等につき、十分に説明を行い、その資料を開示する。
- 対話において把握された株主の意見や懸念は、取締役会や経営会議等で適宜報告され、関係部門にて情報を共有し活用する。
- 「インサイダー取引防止規程」を設け、未公表の重要事実の伝達を禁止するとともに、情報管理に関する社内教育を定期的を実施する。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### [大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,630,500	10.34
信越化学工業株式会社	3,300,523	5.15
株式会社みずほ銀行	2,907,617	4.54
株式会社りそな銀行	2,907,265	4.53
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,870,000	4.48
損害保険ジャパン株式会社	2,500,000	3.90
丸紅株式会社	2,363,422	3.69
三菱商事株式会社	2,280,605	3.56
三井物産株式会社	2,101,000	3.28
株式会社三井住友銀行	1,995,730	3.11

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
早川 貴之	他の会社の出身者													
中村 重治	他の会社の出身者													
柴田 一真	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------



<p>早川 貴之</p>		<p>(略歴)</p> <p>1972年4月 株式会社太陽銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行</p> <p>2006年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員東日本第3法人 営業本部長</p> <p>2008年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員東京東法人営業 本部長(2009年4月退任)</p> <p>2009年5月 銀泉株式会社専務執行 役員(2010年5月退任)</p> <p>2010年6月 株式会社陽栄ホールデ ィング代表取締役社長 (2017年6月退任) 兼 株式会社陽栄代表取締 役社長(2017年6月退任)</p> <p>2013年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 当社社外取締役(監査等委 員)(現任)</p> <p>2017年5月 株式会社ティーケーピー 社外取締役</p> <p>2017年6月 東陽興産株式会社 社外取締役 (2021年6月退任)</p> <p>2019年5月 株式会社ティーケーピー 監査役(現任)</p> <p>2020年6月 株式会社共立メンテナンス 社外取締役(現任)</p> <p>上記の通り、同氏は、当社と取引のあ る株式会社三井住友銀行の執行役員 でありました。 当社には、2021年3月期において、 同行からの借入金がありますが、連結 総資産に占める同行からの借入金の 割合は2.3%となっております。</p>	<p>(選任理由・独立役員指定理由)</p> <p>同氏は、大手都市銀行における長年の勤務経 験を通じ、財務・会計に関する高度な知識と企 業経営に関する幅広い知識を有しており、また 各会社の役員経験で培われた経営に対する高 い見識を有しております。2013年6月より当社 の社外監査役として、また2016年6月より当社 の監査等委員である社外取締役として、経営 に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を 行っております。引き続き当社グループの経営 に対する監査・監督に貢献することが期待され ることから、監査等委員である社外取締役に選 任しております。</p> <p>同氏は、当社の取引先金融機関である株式会 社三井住友銀行の出身者ですが、既に同行を 退職して10年以上経過しており、同行の意思に 影響される立場にはありません。</p> <p>当社は複数の金融機関と取引をしており、当社 と同行との預金・借入取引は、一般的に公正妥 当な取引関係であります。また、同行に対する 借入依存度は突出しておらず、当社は、同氏 が独立性を有すると判断しております。</p> <p>なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する 事項はありません。</p>
--------------	--	--	--

<p>中村 重治</p>		<p>(略歴)</p> <p>1976年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行) 入行</p> <p>2005年6月 株式会社りそな銀行常務執行役員総合資金部担当</p> <p>2006年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員総合資金部担当兼コーポレートガバナンス室担当</p> <p>2008年6月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 (2012年3月退任)</p> <p>2012年4月 りそな総合研究所株式会社代表取締役社長</p> <p>2013年6月 トーヨーカネツ株式会社 社外監査役</p> <p>2014年4月 りそな総合研究所株式会社 顧問(2014年6月退任)</p> <p>2014年6月 株式会社エフテック 社外監査役(現任) 当社社外監査役</p> <p>2015年6月 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役(現任)</p> <p>上記の通り、同氏は、当社と取引のある株式会社りそな銀行の代表取締役副社長兼執行役員でありました。当社には、2021年3月期において、同行からの借入金がありますが、連結総資産に占める同行からの借入金の割合は1.6%となっております。</p>	<p>(選任理由・独立役員指定理由)</p> <p>同氏は、大手都市銀行においてリスク統括やコーポレートガバナンス担当として長年の経験を有しており、また各会社の役員経験で培われた経営に対する高い見識を有しております。2014年6月より当社の社外監査役として、また2016年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行っております。引き続き当社グループの経営に対する監査・監督に貢献すると期待されることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、当社の取引先金融機関である株式会社りそな銀行の出身者ですが、既に同行を退職して9年経過しており、同行の意思に影響される立場にはありません。</p> <p>当社は複数の金融機関と取引をしており、当社と同行との預金・借入取引は、一般的に公正妥当な取引関係であります。また、同行に対する借入依存度は突出しておらず、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。</p> <p>なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事項はありません。</p>
--------------	--	---	---



柴田 一眞	(略歴)		
	1982年4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社) 入社	
	2007年4月	株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン株式会社) 神奈川サービスセンター部長	
	2010年4月	株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン株式会社) 関東サービスセンター第二業務部長	
	2012年4月	株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン株式会社) 執行役員東京サービスセンター業務部長	<p>(選任理由・独立役員指定理由)</p> <p>同氏は、損害保険会社等の勤務経験を通じ、様々な業態、業種の企業との係わりによって得られた経営に対する高い見識を有しております。2018年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、経営に対し多岐にわたる客観的な監査と助言を行っております。引き続き当社グループの経営に対する監査・監督に貢献することが期待されることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事項はありません。</p>
	2013年4月	株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン株式会社) 執行役員東京保険金サービス第一部長兼東京保険金サービス第二部長	
	2013年10月	株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン株式会社) 執行役員東京保険金サービス第二部長兼東京保険金サービス第一部特命部長(2014年3月退任)	
	2014年4月	独立行政法人国立病院機構 監事	
	2016年4月	独立行政法人国立病院機構 理事(2018年3月退任)	
	2018年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)	
上記の通り、同氏は、当社と取引のある損害保険ジャパン日本興亜株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)の執行役員でありました。			

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補佐する直轄の組織として監査室を設置し、専任の使用人を複数名配置しております。当該使用人の独立性を確保するため、その指揮命令権を専ら監査等委員会に委譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のほか、業務執行部門の指揮命令を受けないこととしております。また、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等の決定につきましては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に監査計画の説明、監査結果の報告を受け、期中に適宜監査状況を聴取するなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、内部監査部門である監査室については、監査等委員会の直轄組織としており、監査等委員会の監査室に対する

指揮命令・報告体系を明確にし、必要に応じて合同で国内外の監査を実施することにより、内部統制システムを利用した組織的かつ実効的な監査を実施できる体制を整えております。  
 監査等委員会、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を6ヵ月毎に開催し、経営に関する諸課題について多面的な情報交換が行われる仕組みにしております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

### 補足説明 更新

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しております。両委員会ともその過半数を独立社外取締役で組織することにより、指名・報酬に関するプロセスおよび内容の透明性と客観性を確保しております。また、委員長は、委員の互選により、独立社外取締役の中から選定しております。

取締役候補者の指名および執行役員の選任、ならびに取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬の決定に際しては、取締役会が事前に、取締役候補者の指名および執行役員の選任については指名委員会に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬については報酬委員会にそれぞれ諮問した上で、その答申結果を尊重して決定しております。

2020年度は、指名委員会を3回開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員候補者の選定に関する事項ならびに後継者計画(サクセッション・プラン)等につき審議いたしました。また、報酬委員会を3回開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の個人別報酬(基本報酬・業績連動賞与・株式給付)ならびに役員報酬体系の見直し等につき審議いたしました。なお、両委員会とも各委員の出席率は100%でありました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、執行給および監督給で構成しております。  
 執行給は、固定額の基本報酬(金銭)および業績連動報酬としての賞与(金銭および株式給付)とし、監督給は、固定額の基本報酬(金銭)および固定額の株式給付としております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針につきましては、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

## 該当項目に関する補足説明

## 1. 2020年度(第92期)に係る報酬等

取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く) 6名

総額196,134千円(基本報酬121,254千円、賞与(金銭)45,721千円、賞与(株式給付)12,714千円、固定株式給付16,444千円)

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く) 1名

総額17,097千円(基本報酬15,608千円、賞与(金銭) - 千円、賞与(株式給付) - 千円、固定株式給付1,489千円)

社外取締役 3名

総額27,625千円(基本報酬25,219千円、賞与(金銭) - 千円、賞与(株式給付) - 千円、固定株式給付2,406千円)

(注)

- 1) 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第87回定時株主総会において、年額250百万円以内(取締役兼務執行役員の執行役員としての職務に対する報酬額も含む。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名であります。なお、これに対応する2020年度(第92期)に係る取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額は、166,975千円(基本報酬121,254千円、賞与(金銭)45,721千円)であります。
- 2) 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第87回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名であります。なお、これに対応する2020年度(第92期)に係る取締役(監査等委員)の報酬等の額は、40,827千円(取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)の基本報酬15,608千円、社外取締役の基本報酬25,219千円)であります。
- 3) 上記1)2)とは別枠で、2016年6月24日開催の第87回定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」の導入を決議いただいております。同株式報酬制度においては、2017年3月末日で終了する事業年度から3事業年度ごとに当該3事業年度に対応する株式取得に必要な資金として210百万円(うち、取締役(監査等委員を除く)分として150百万円、取締役(監査等委員)分として18百万円、取締役を兼務しない執行役員分として42百万円)を上限として金銭を拠出し、信託を設定することとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。
- 4) 取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、取締役兼務執行役員の執行役員としての職務に対する報酬額109,254千円が含まれております。
- 5) 取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、2020年度(第92期)に計上した株式給付信託(BBT)の引当金繰入額29,158千円および役員賞与引当金繰入額45,721千円が含まれております。
- 6) 取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、2020年度(第92期)に計上した株式給付信託(BBT)の引当金繰入額1,489千円が含まれております。
- 7) 社外取締役の報酬等の総額には、2020年度(第92期)に計上した株式給付信託(BBT)の引当金繰入額2,406千円が含まれております。

## 2. 2020年度(第92期)に支払った報酬等の額

当社は役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を2010年6月25日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、2020年度(第92期)中に退任した取締役1名に対し、25,050千円の役員退職慰労金を支払っております。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## &lt; 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針 &gt;

## 1. 基本方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、各事業年度の業績の向上および中長期的な企業価値向上を動機づけ、また株主とも価値を共有できる報酬制度とし、役位および職責に応じた適切な報酬水準とする。それらの決定に際しては、客観性および透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で組織する報酬委員会の意見を尊重する。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、執行給および監督給で構成し、執行給は、固定額の基本報酬(金銭)および業績連動報酬としての賞与(金銭および株式給付)とし、監督給は、固定額の基本報酬(金銭)および固定額の株式給付とする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の執行給のうちの基本報酬は、金銭による固定報酬とし、役位およびランク(評価)に応じて定めた基本報酬基準に基づき、前事業年度の会社業績および所管する部門業績、当事業年度の職責等の状況を加味したうえで、当事業年度における個人別の報酬額を決定し、毎月支給する。

また、監督給のうちの基本報酬は、金銭による固定報酬とし、代表権の有無に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月支給する。

## 3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の業績連動報酬としての賞与(金銭および株式給付)は、個人別の執行給のうちの基本報酬(金銭)をもとに設定した基本賞与額に当該事業年度における下記業績連動指標の達成率を加味して算出し、役位に応じて一定割合を株式給付とする。なお、毎年7月に支給する。

業績連動指標は、会社業績評価指標および個人業績評価指標で構成する。ただし、役付執行役員を兼務する取締役については、会社業績評価指標のみで構成する。

会社業績評価指標は、企業価値向上および株主価値向上に係る会社業績(連結・単体)達成率を報酬に連動させるため、連結営業利益・連結経常利益・連結ROE、単体業績連動指標として単体営業利益・単体経常利益を用いて算出し、個人業績評価指標は、所管する部門業績等を用いて算出する。

4. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬である株式給付（執行給のうちの業績連動報酬および監督給）は、株式給付信託（BBT）とする。報酬額に応じたポイントを毎年7月に付与し、ポイント数に応じた数の株式給付を退任時に行う。業績連動報酬としての株式給付は、上記3.に記載のとおり決定し、監督給としての株式給付は、固定額とし、代表権の有無に応じて決定する。
5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬を除く金銭報酬（執行給のうちの基本報酬および監督給のうちの基本報酬）と業績連動報酬としての賞与（金銭および株式給付）の額の個人別の割合は、業績連動報酬の業績達成率を100%と仮定した場合、概ね7:3とする。また、業績連動報酬を除く金銭報酬（執行給のうちの基本報酬および監督給のうちの基本報酬）の額と株式報酬（固定額の株式給付および業績連動報酬の株式給付）の額の個人別の割合は、業績連動報酬の業績達成率を100%と仮定した場合、概ね8:2とする。  
なお、当該報酬の額の個人別の割合は、報酬水準等の変化を踏まえ、報酬委員会に諮問したうえで取締役会において適宜見直しを行う。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度および個人別の報酬等の内容については、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する報酬委員会に諮問したうえで、その答申結果を尊重して決定する。

## 【社外取締役のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制につきましては、下記により確保されております。
  - 1) 取締役会の開催に際しては、原則として資料を事前に配布し、適宜事前説明を実施しております。
  - 2) 経営会議等の重要会議への出席や議事録等の適宜回付により、情報の共有化を図っております。
  - 3) 6ヵ月毎に監査等委員会、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を持ち、経営に関する諸課題について多面的な情報交換が行われる仕組みにしております。
  - 4) 常勤の監査等委員を選定し、社内での迅速な情報収集にあたるとともに、社外取締役との情報共有を密にしております。
  - 5) 監査等委員を補佐する直轄の組織として監査室を設置し、専任の使用人を複数名配置しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
清水 浩	相談役	業界団体等の対外活動 現経営陣の要請に応じた助言	非常勤 報酬有	2020/6/19	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会の監督機能の強化を図るため、監査等委員会設置会社形態を採用しております。

### 1. 業務執行

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、併せて業務執行権限の大幅な委譲を推進することにより、機動的・戦略的な経営体制の構築を図っております。これに伴い、執行役員で構成される経営会議を業務執行の主要な決議機関と位置付けております。

経営会議は、毎月取締役会に先立って開催され、取締役会上程事項の事前審議のほか、取締役会から権限委譲された重要な業務執行の審議・決定を行うことにより、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会での決議事項や審議・報告事項の伝達と執行役員間の連絡および情報共有を図ることを目的として執行役員会を設置し、毎月取締役会後の一定期間内に開催しております。

### 2. 監査・監督

当社の取締役会は、経営の基本方針やガバナンス等の経営監督事項の検討・審議を主たる役割としており、独立社外取締役を3分の1以上選任することにより、監督機能の強化と監督の実効性の向上を図っております。2020年度は、取締役会を16回開催し、ガバナンス等の経営監督事項のほか、役員制度および役員報酬体系の見直しや後継者計画（サクセッション・プラン）の内容等につき審議いたしました。なお、各取締役の出席率は100%でありました。

監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名で構成し、常勤の監査等委員を選定することにより、社内での迅速な情報収集と社外取締役との密な情報共有を可能としております。また、監査等委員会の直轄組織として監査室を設置し、その指揮命令・報告体制を明確に定めることにより、内部統制システムを利用した組織的かつ実効的な監査を実施できる体制を整えております。

監査等委員は、取締役会、その他経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧するなど取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、会計監査人から監査計画の説明・監査状況の聴取・監査結果の報告を受けるとともに、半期毎に監査等委員会、会計監査人、監査室の3組織による意見交換会議を行うなど、緊密な連携を図っております。

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であり、2020年度（第92期）において業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。当社とEY新日本有限責任監査法人とは、会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 山元清二（継続監査年数5年）

指定有限責任社員業務執行社員 杉本義浩（継続監査年数5年）



#### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 22名

#### 3. 指名、報酬決定

取締役候補者の指名および執行役員の選任にあたっては、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する指名委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度を決定しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の報酬額を決定するにあたっては、取締役会が事前にその過半数を独立社外取締役で組織する報酬委員会に諮問した上で、その答申結果を尊重して決定しております。各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で定められた限度額内で監査等委員の協議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針につきましては、本報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能の強化、経営の透明性・公正性の向上および機動的・戦略的な経営体制の構築を図るため、監査等委員会設置会社形態を採用しております。具体的には、以下のとおりであります。

#### 1. 取締役会の監督機能の強化

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離により権限と責任の所在を明確にするとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことで経営に対する監査・監督機能を強化しております。

#### 2. 経営の透明性・公正性の向上

監査等委員である社外取締役として、独立性、社外性の確保された3名を選任しており、経営に対し独立した第三者的立場から監査・監督と助言を行うことにより、意思決定における透明性と公正性の向上を図っております。

#### 3. 機動的・戦略的な経営体制の構築

執行役員制度を採用しており、業務執行権限の大幅な委譲を推進し、経営会議を業務執行の主要な決議機関と位置付けることにより、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的・戦略的な経営体制の構築を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の定時株主総会の招集通知は、法定期限より2日早く発送しております。なお、招集通知発送日の6日前に当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月開催の定時株主総会は、集中日より7営業日早く開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「IC」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英訳し、当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会は株主による会社の意思決定機関であり、適法かつ合理的な審議が行われるよう心掛けております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>1. 基本方針 当社は、金融商品取引法、会社法、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等(以下「適時開示規則」)に従い、情報開示を行っています。また、当社では適時開示規則に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様には有用となると判断した情報については適切な方法によりできる限り積極的かつ公平に開示することを基本方針としています。</p> <p>2. 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報は、同規則に従い、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)を利用して情報開示し、その後、できるだけ速やかに当社ホームページにも同一情報を掲載しております。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に該当情報がステークホルダーの皆様には伝達されるよう配慮を行っております。</p> <p>3. 沈黙期間 当社では、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを「沈黙期間」として、決算発表の準備期間中に株価に影響を与える情報が洩れることを防ぐために、決算に関連するコメントや質問への回答を差し控えることとしております。ただし、沈黙期間中に既に発表した業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜、情報開示を行うこととしております。</p> <p>4. 将来の見通しについて 当社が開示する業績予想、計画、戦略などの将来の見通しに関する情報は、開示時点で合理的であると判断する一定の前提に基づくものであり、様々な環境変化等の外的要因により、これら見通しとは大きく異なる結果となりうることを予めご了承ください。</p>	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(本決算および中間決算時)、当社の業績・計画等に関して、理解をより深めて頂くため、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、「サステナビリティレポート」、アナリスト・機関投資家向けの「決算説明会資料」を開示しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「リケンテクノスグループ企業行動規範」および「リケンテクノスグループ コーポレート・ガバナンス ポリシー」において規定し、当社ホームページで公表しております。</p> <p>当社は、環境との調和に配慮した企業活動を通じ、豊かな社会の実現に貢献し、全てのステークホルダーからの信頼に応えうる企業の構築に取り組むため、環境に関する経営の基本方針を定め、全社にてISO14001を認証取得し、全社一丸となって環境活動を実施しています。</p> <p>当社は、持続可能な社会の実現をステークホルダーとともに考え、行動しており、その取り組みと成果を「サステナビリティレポート」で公表しております。</p>



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社子会社(以下、「グループ各社」という。 )は、「リケンテクノスウェイ」および「リケンテクノスグループ企業行動規範」を実践・遵守して企業活動を行うことを宣言しておりますが、そのより確実な実現のためにも、内部統制システムとして業務が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制を整備することが必要不可欠の施策であると位置付けております。会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 1)代表取締役をはじめとした全取締役は、「リケンテクノスグループ企業行動規範」および法令・定款遵守がすべての企業活動において基本であることを全役員に徹底させる。
  - 2)リスク・コンプライアンス委員会の活動内容は取締役会に適宜報告される。  
また、総務・法務部は全役員に対しコンプライアンス教育を実施する。
  - 3)法令・定款・「リケンテクノスグループ企業行動規範」・各種指針その他会社および取締役・使用人が従うべき基準(以下「法令等」という。 )に違反する疑いのある行為等を通報することができる内部通報の窓口を監査室および顧問法律事務所に設置する。
  - 4)グループ各社は、市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。  
また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
「情報管理規程」に従い取締役の職務の執行に係る情報は管理され、文書および電磁的媒体に保存される。  
保存された情報については、「情報管理規程」に従い閲覧が可能である。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部門に関する個別のリスク管理は各部門が行うが、全社的横断的なリスクの管理のためにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、社長が委員長に就任する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1)取締役会は、中期経営計画・通期経営計画を策定している。
  - 2)ITを活用した月次業績データに基づき、取締役会は経営計画の進捗状況を把握し、計画達成のために必要な施策を検討し、実施する。
  - 3)毎月開催される経営会議は、積極的な権限委譲による迅速な業務執行機能を担う。製造部門・品質保証部門、技術部門および営業部門については各々四半期毎に開催される製造品質部門会議、技術部門会議および営業部門会議において、その他の部門については毎月開催される各部門内の会議において、業務進捗状況の確認がなされ、必要に応じた対応が適宜実施される。
5. グループ各社における業務の適正を確保するための体制
  - 1)経営企画本部は、当社連結子会社の経営管理全般の所管部署として、当社連結子会社の内部統制システムの構築の指導および情報の共有化の徹底を所管する。  
経営企画本部および各本部は、「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」等に基づき、各所管業務の進捗管理を図り、当社に対する報告および当社における承認が適切に実施されるように当社連結子会社を管理・監督する。また、これらの管理・監督を通じて損失の危険を管理する。  
経営企画本部は、社長、担当執行役員および管理本部長参加のもと国内連結子会社については最低年2回、海外連結子会社については最低年1回の業務報告会を開催する。  
また、経営企画本部は当社連結子会社より提出された月次報告(財務データを含む)を取り纏め、取締役および執行役員ならびに関係部署に配布する。
  - 2)総務・法務部は、「リケンテクノスグループコンプライアンスマニュアル」をグループ各社の役員に周知徹底させ、グループ各社のコンプライアンス体制の整備および問題の解決に努める。
  - 3)監査室は、定期的にグループ各社の業務監査を実施し、全ての業務活動が法令等に適合することを確認するとともに、経営諸規程に基づいて効率的に運営され、また、経営諸規程が経営目標達成のために適切に機能しているかを点検・評価する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助する直轄の組織として監査室を設置し、専任の使用人を複数名配置する。  
当該使用人の独立性を確保するため、その指揮命令権を専ら監査等委員会に委譲し、取締役(監査等委員である取締役を除く。 )のほか、業務執行部門の指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。  
なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - 1)監査等委員は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席する。
  - 2)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )、執行役員および使用人は、法定事項に加え、グループ各社に重大な影響を及ぼす事項(取締役、執行役員または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められる場合における当該事項を含む。 )について監査等委員会に報告する。
  - 3)監査室は、その内部監査状況について、原則として毎月、監査等委員会に報告する。
  - 4)当社連結子会社の取締役、監査役および使用人は、当該連結子会社、その取締役または使用人の行為が、法令等に違反するおそれがあり、または、著しい損害が発生するおそれがあると認められるときには、当該事項について、「リケンテクノスグループ連結子会社管理規程」に定める報告を行うほか、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
  - 5)監査等委員会に報告をした者は、その報告したことを理由として、人事上その他一切の点において不利益な取扱いを受けない。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員は当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還または負担した債務の弁済等の請求を行うこと

ができ、当社は、速やかにこれに応じる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会の直轄の組織である監査室との連携を強化し、必要に応じて合同で国内外の監査を実施することにより、組織的かつ実効的な監査を行う。
- 2) 毎月開催される取締役会の場において、代表取締役と監査等委員の意見交換を行い、実効的な監査を実施するために必要な意見や情報を速やかに伝達する。
- 3) 半期毎に監査等委員会、会計監査人、監査室の3組織による意見交換をする会議を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「リケンテクノスグループ企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを宣言し、当社は「リケンテクノスグループ内部統制システムの基本方針」で、当社および当社子会社は、「市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力および団体からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で臨み決して屈しない。」ことを明記しております。

また、当社は「社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、定例研修会等に参加するとともに「地区特殊暴力防止対策協議会」の連絡会において、地元警察、会員企業と定期的に情勢報告・情報交換を行っております。なお、当社子会社を含む全ての役員・従業員の周知徹底を図る為に「リケンテクノスグループコンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力への利益供与の禁止等を謳い、適宜研修を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

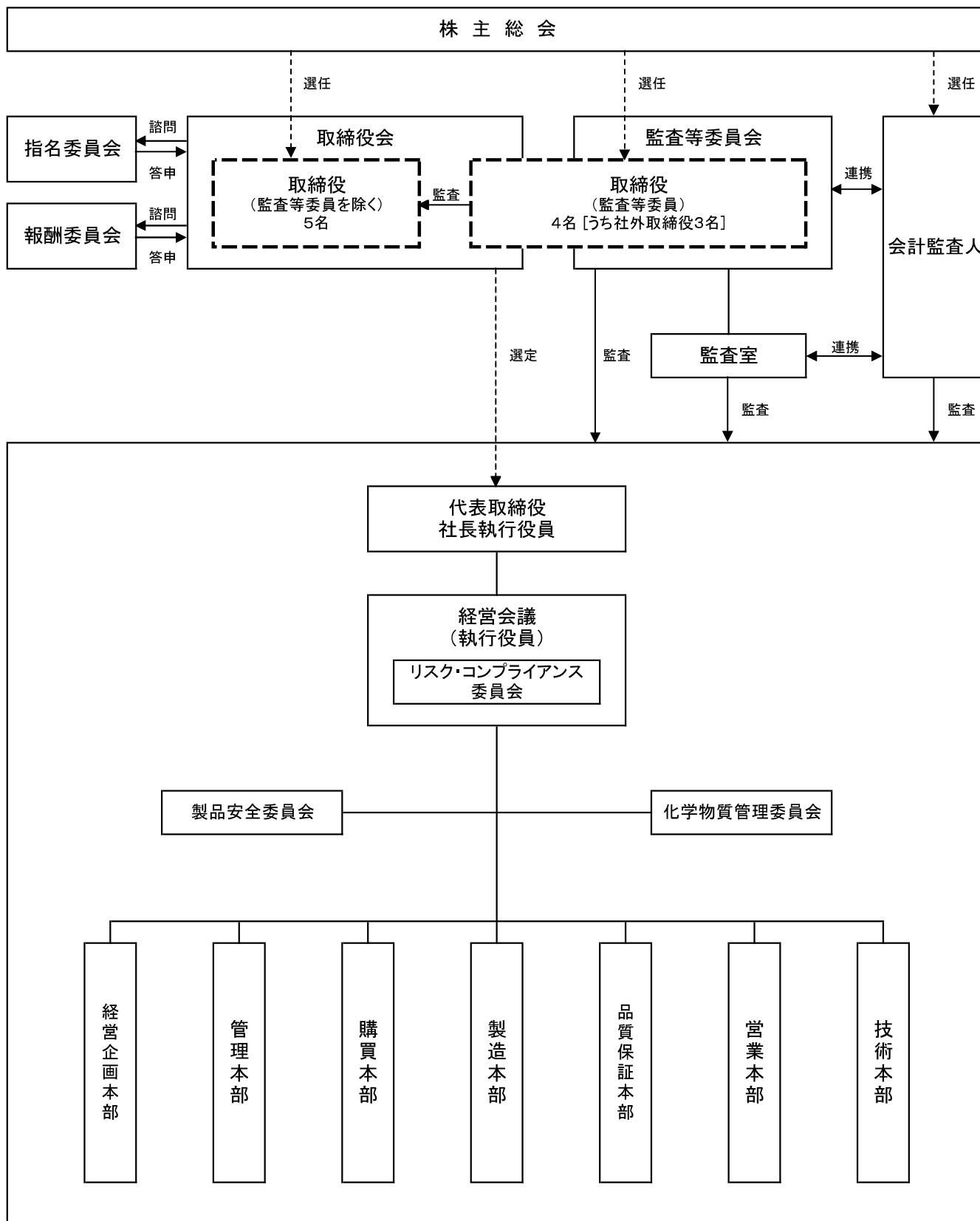
特にありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2021年4月より、グループ各社を取り巻くリスクを一元的・統括的に管理し、リスクマネジメントの実効性を高めるとともにコンプライアンスの更なる向上を図るため、「総合リスクマネジメント委員会」と「法規遵守委員会」を統合し、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。全社的リスクマネジメント体制の整備を進め、より網羅的・横断的にグループ全体のリスク把握とその対応策を実施してまいります。

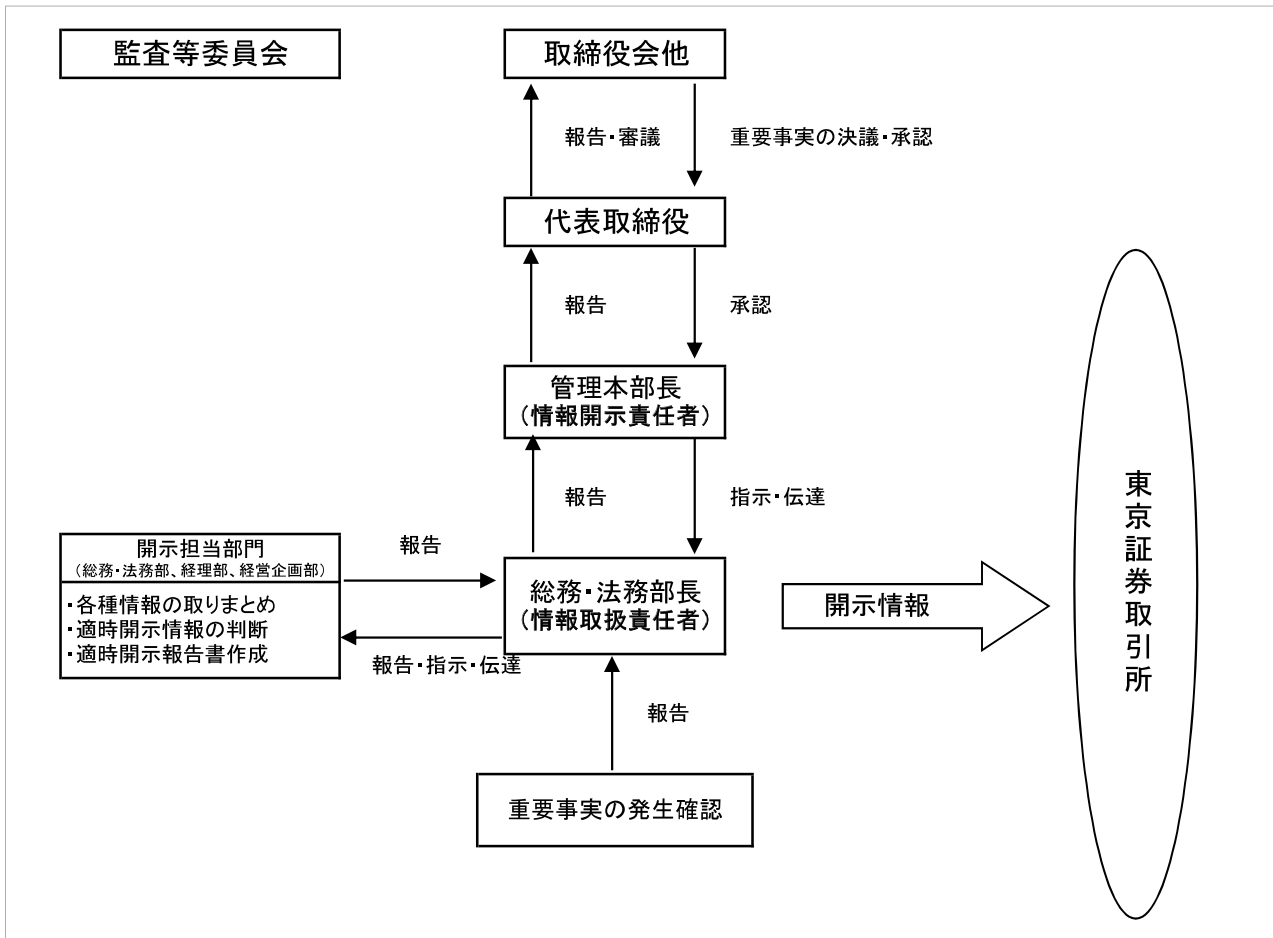
# コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに係る社内体制の状況は、次のとおりです。



## 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。



### ◎ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況〈説明〉

#### 1. 各種会社情報の取扱い

◎ 各部署で発生した重要事実は総務・法務部長に報告される。

◎ 開示担当部門は総務・法務部長より報告されたすべての重要事実を「適時開示規則」に照らし合わせ、適時開示する情報を確定する。また、取締役会他で決裁された事項についても同様に適時開示する情報を確定する。

◎ 適時開示する情報を確定後、開示担当部門は管理本部長（情報開示責任者）の承認を経て、適時開示報告書等を作成する。適時開示報告書等は代表取締役に報告され、承認の後、速やかに東京証券取引所に提出される。

#### 2. その他

◎ 適時開示報告書等の作成については、タイムリーディスクロージャーを重視し、通常は管理本部長（情報開示責任者）の承認によりこれを行い、代表取締役に報告する。ただし、会社経営の根幹に係る事項については事前に代表取締役の承認を得て、適時開示を行う。

◎ 弁護士、会計監査人等の第三者からは、必要に応じて当社の会社情報の適時開示に係る社内体制とその運営の適正さにつき、適宜検証を受けている。

以上

【取締役会のスキル・マトリックス（コーポレートガバナンス・コード 補充原則4-11-1）】

氏名	役職	スキル								
		企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	グローバル 経験	研究開発/ 製造	財務/ 会計	法務/ リスクマネジメント	人事/ 労務/ 人材開発	ESG/ サステナビリティ	DX/IT
常盤 和明	代表取締役 社長執行役員	○	○	○	○				○	
入江 淳二	代表取締役 専務執行役員	○				○	○	○	○	○
梶山 学之	取締役 常務執行役員	○	○	○	○				○	
北出太三郎	取締役 執行役員	○	○	○					○	
杉野 等	取締役 執行役員				○					○
小泉 真人	取締役 常勤監査等委員	○				○	○		○	○
早川 貴之	社外取締役 監査等委員 (筆頭・独立)	○				○	○	○		
中村 重治	社外取締役 監査等委員 (独立)	○		○		○	○	○		
柴田 一眞	社外取締役 監査等委員 (独立)	○					○	○		